

ひなた薬局中央店の開局時間のご案内

月-金 9:00-18:00

土・日・祝日 休み



●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで

※営業時間外の時間外加算等について

時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00 (土曜日 6:00-22:00)

深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始 (12月29日-翌年1月3日)

緊急連絡先 080-3985-8583

ひなた薬局中央店の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社フジドラッグ
代表取締役
阪本 亮太



取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品
第一類医薬品
指定第二類医薬品
第二類医薬品
第三類医薬品



管理薬剤師

河原 明宏

勤務する薬剤師（保管・陳列・販売・情報提供・相談）

河原 明宏
阪本 亮太

勤務する登録販売者（販売・情報提供・相談）

薬剤師

白衣：名札に氏名及び「薬剤師」と記載

登録販売者

その他の勤務者

医務衣：名札に氏名を記載



営業時間

9:00-18:00（月 - 金）

休日：土・日・祝

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応
080-3985-8583



薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証（別掲）を参照

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から市販用に変わった、特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、**薬剤師**が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品は使用上の注意が必要な薬です。**指定第2類医薬品**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は**薬剤師**または**登録販売者**が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取って確認することができます。

第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

宮崎市保健所
医療相談窓口

0985-29-9888

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

ひなた薬局中央店の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料	1	45点
後発医薬品調剤体制加算	3	30点
医療 DX 推進体制整備加算	1	10点
連携強化加算	5	5点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

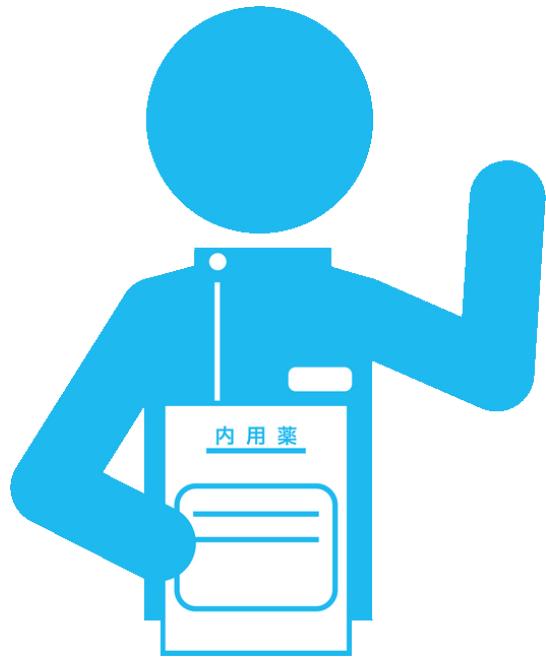
なお、明細書には、薬剤の名称が記載されているものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出て下さい。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

ひなた薬局 中央店

薬局からのお知らせ



当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

薬剤服用歴に基づき、お薬の服用についてご説明をいたします。

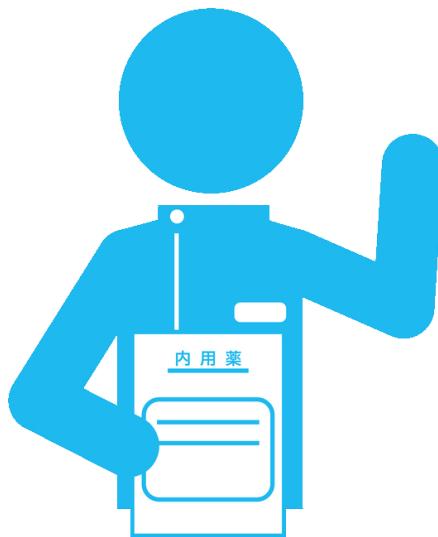
調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

ひなた薬局 中央店

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行ってています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の調剤体制を整備し、九州厚生局長に届出を行い、後発医薬品調剤体制加算 330点を算定しています。

ひなた薬局 中央店

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

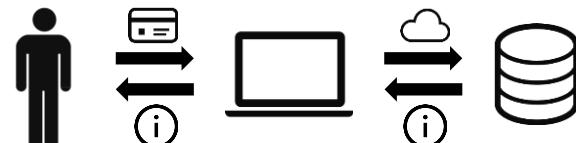
2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

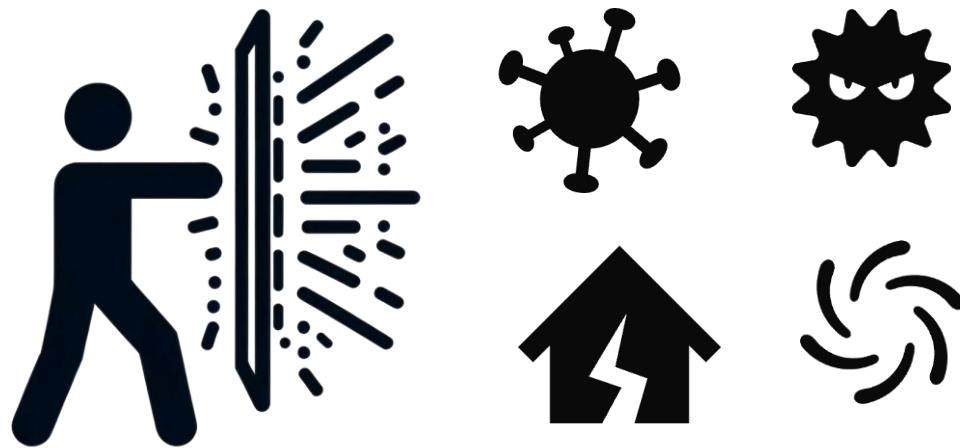
電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスマートな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



ひなた薬局 中央店

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

ひなた薬局 中央店

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2~9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

ひなた薬局 中央店 管理薬剤師 河原 明宏

宮崎県知事指定介護保険事業所 第4540145564号

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2~9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

TEL 0985-77-8583

FAX 0985-77-8584

緊急時→080-3985-8583 (24時間対応)

＼取扱い公費負担医療／

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→児童福祉法の措置等に係る医療
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



ひなた薬局 中央店

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

なお、明細書には、薬剤の名称が記載されているものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出て下さい。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

ひなた薬局 中央店

患者さんへのお願ひ

—医薬品の供給が難しくなっています—

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。
薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。

状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

ご理解・ご協力を願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

ひなた薬局 中央店

調剤だけでなくおくすり相談や
健康チェックも行っています

おくすり相談

健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談
や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

ひなた薬局 中央店